

「地域を支える建設業」検討会議

第39回全体会議

(一社)長野県建設業協会 提出資料

1 要望事項資料No.1

- ① 台風第19号災害復旧と令和2年度当初予算の執行について
- ② 週休2日工事補正係数の見直しについて
- ③ 安定した除雪体制の維持について
- ④ 建設産業に係る就業促進・働き方改革に資する取組について
- ⑤ 総合評価落札方式における継続学習単位の評価について
- ⑥ 生コン骨材粒径について

2 報告事項・参考資料

- ① 「平成30年度に竣工した長野県発注週休2日建設工事について」資料No.2
- ② 「除排雪経費に係る基本料金支払制度の導入について」.....資料No.3
- ③ 「建設業は、地域を支え、生活を豊かにし、暮らしを守っています。」資料No.4
- ④ 新型コロナウイルス感染に伴う建設資材支障調査について・・・資料No.5

「地域を支える建設業」検討会議 第36回全体会議（R2.3.16）

（一社）長野県建設業協会

1 要望事項等

① 台風第19号災害復旧と令和2年度当初予算の執行について

長野県の令和2年度当初予算の公共事業費は1,769億円と、前年度当初に比べ408億円、率にして30.0%の大幅な増となっています。うち、台風第19号災害対応分は384億円となっています。

公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げると同時に長野県建設業界といたしましても、一日も早い復旧復興に向けて会員が一丸となって取り組む決意でございますが、災害復旧工事の個所数、金額とも非常に大きい中で、災害復旧工事の発注見通しと当初予算の執行（発注時期、発注ロット等）のお考えを平準化対策と併せてお伺いします。

② 週休2日工事補正係数の見直しについて

国土交通省においては週休2日の実現に向けて、4月1日以降、現場閉所の状況に応じた間接工事費の補正係数を引き上げます。昨年、建設業協会では会員を対象にして、「平成30年度に竣工した長野県発注週休2日建設工事について」アンケート調査したところ、週休2日を推進するために必要とする項目で最も多かったのが「経費の増額」、次いで、「工期の増」「設計労務単価の引き上げ」となっております。国に準じた補正係数の引き上げの見直しをお伺いします。

（協会資料No.2 参照）

③ 安定した除雪体制の維持について

昨年から今年にかけて極端な小雪の状況が続き、県民生活の上では良い面やスキー場等観光面での影響もございます。安全安心な県民生活のために除雪業務は無くてはならないものですが、除雪シーズン前から除雪オペレータを確保しているため、降雪量に関わらず固定費が掛かっております。新潟県十日町市役所では「除排雪経費に係る基本料金支払い制度」を導入されています。

今後の除雪業務の委託にあたり、当該制度も参考に安定した除雪体制が維持できるようご検討願います。

（協会資料No.3 参照）

④ 建設産業に係る就業促進・働き方改革に資する取組について

令和2年2月5日に開催されました「第2回 長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議」に於いて、「長野県就業促進・働き方改革推進方針（建設分野）」が改定され、これに基づいて19の取組が推進されることになりました。

建設業協会といたしましても、この度作成しました建設産業PRチラシを広く配布して担い手の確保を目指していきたくと思います。

19の取組のうち建設技術実践プロジェクトは、学生や支援した協会員からの高い評価をいただいておりますので、各支部で行っている各種研修（現場見学会、実務研修等）と併せて引き続き支援を拡大していただきますようお願いいたします。

（協会資料No.4 参照）

⑤ 総合評価落札方式における継続学習単位の評価について

令和2年度から総合評価における継続学習単位（CPDS、CPD）の評価が前年度4月1日から3月31日までの評価になりますが、2月に入り新型コロナウイルスの関係で講習会が中止されるものが出ております。年間計画で、2月、3月の講習会を予定していた人もおられると思いますので、公平性の観点から今年に限り、講習会中止通知と申込書控えを提出した人には継続学習単位の「仮加点」を与え、後日、受講証明書の提出を条件とする等の救済措置のご検討をお願いいたします。

⑥ 生コン骨材粒径について

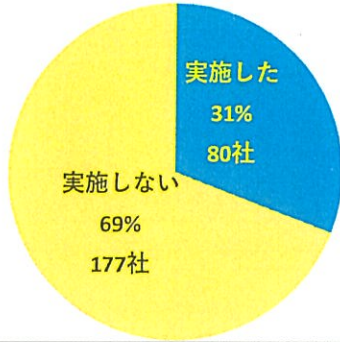
砂防堰堤の生コン骨材粒径は、単位体積重量の関係から80m/mが基本となっておりますが、対応できる工場が少なくなっております。地域の状況により40m/mも可能となるようご検討をお願いいたします。

平成30年度に竣工した長野県発注週休2日建設工事について

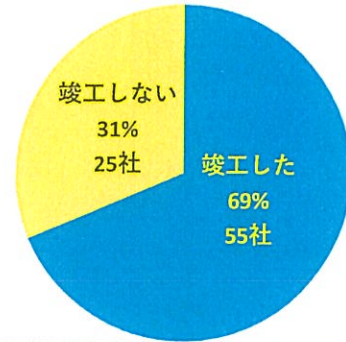
令和元年12月
(一社)長野県建設業協会

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曾	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
回答数	26	33	11	18	14	22	5	52	5	12	6	4	8	31	10	257
会員数	26	35	19	46	53	52	19	60	16	32	7	14	15	76	17	487
%	100%	94%	58%	39%	26%	42%	26%	87%	31%	38%	86%	29%	53%	41%	59%	53%

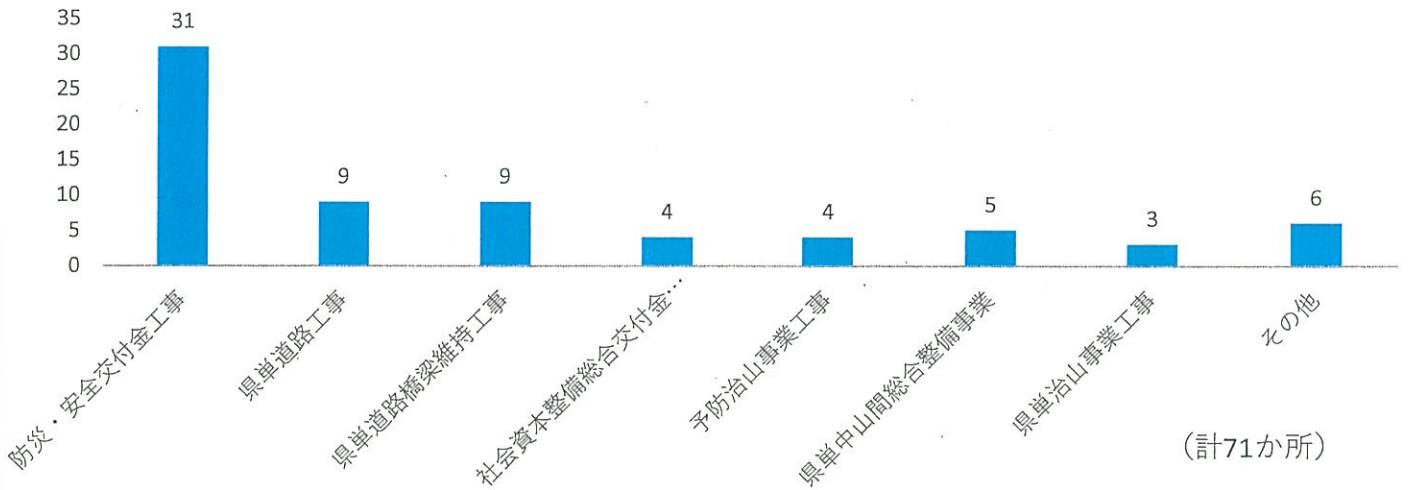
質問1 施工者希望型週休2日工事を実施しましたか？



質問2 実施した現場工事は年度内に竣工しましたか？



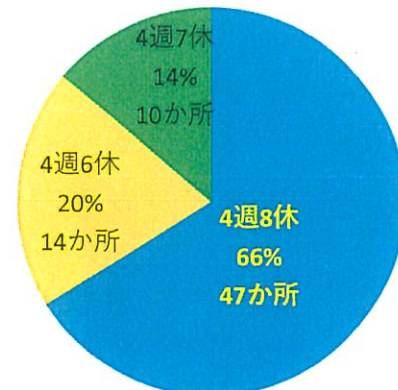
質問3 実施した工事について



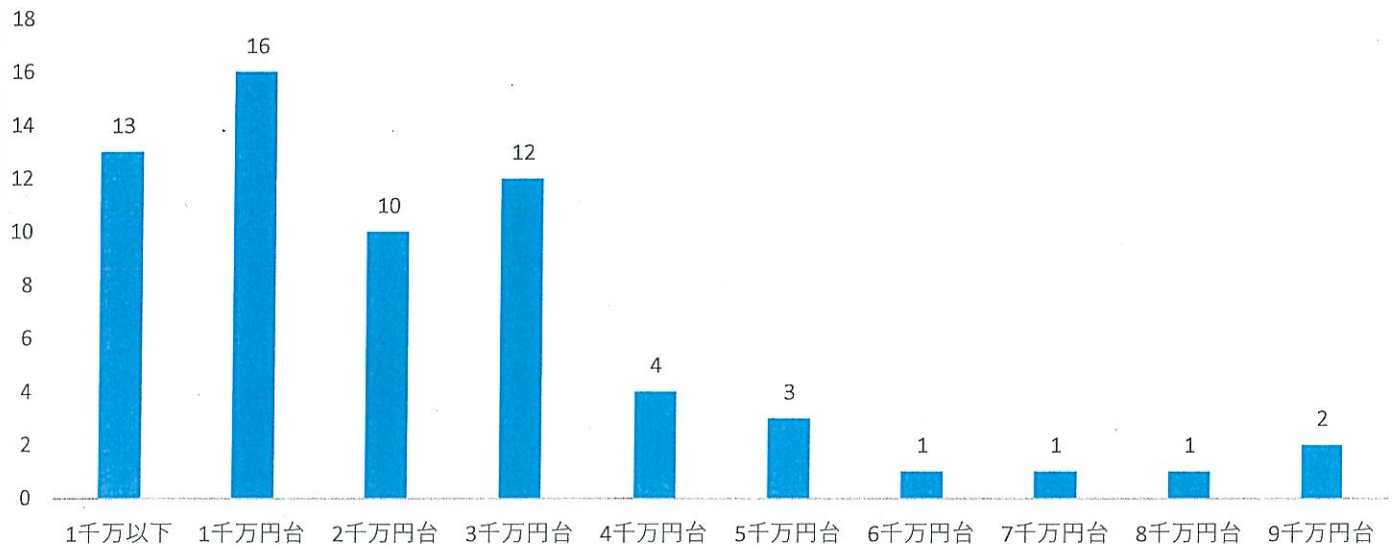
本社所在地と工事個所の関係
4ブロック外 1



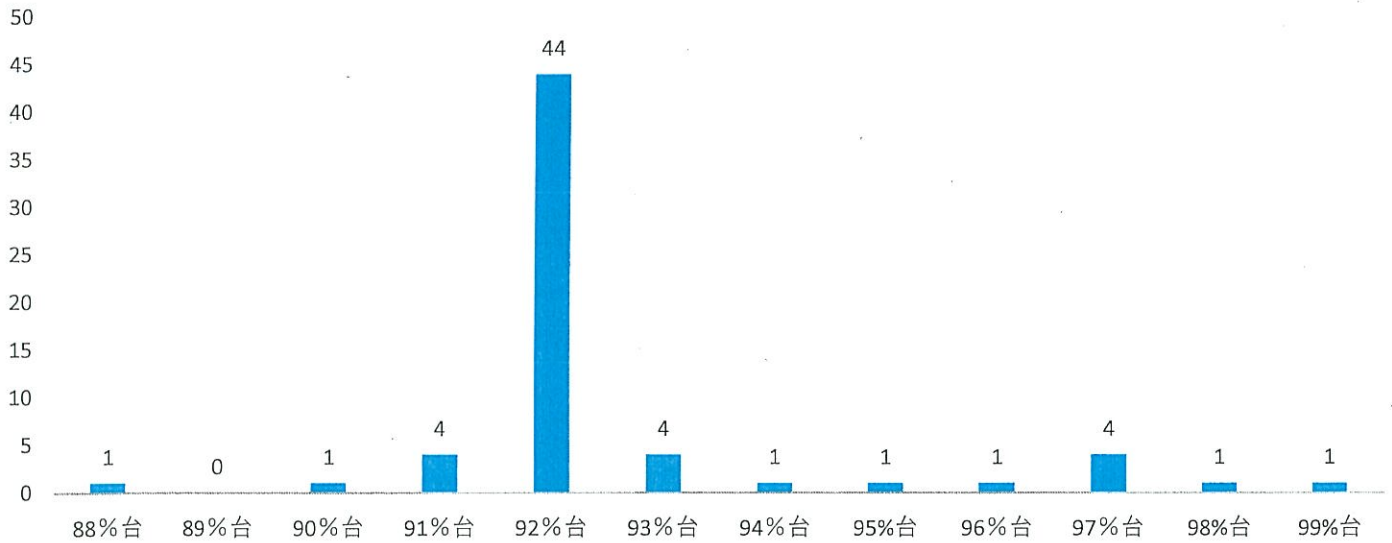
週休2日工事の内訳



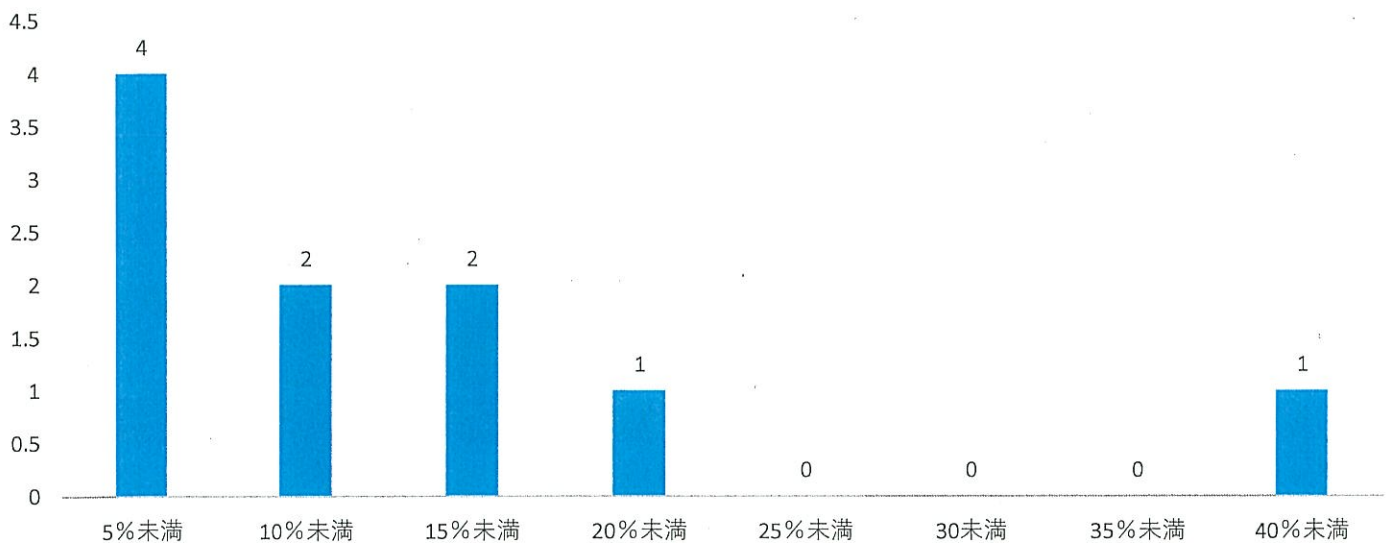
予定価格について



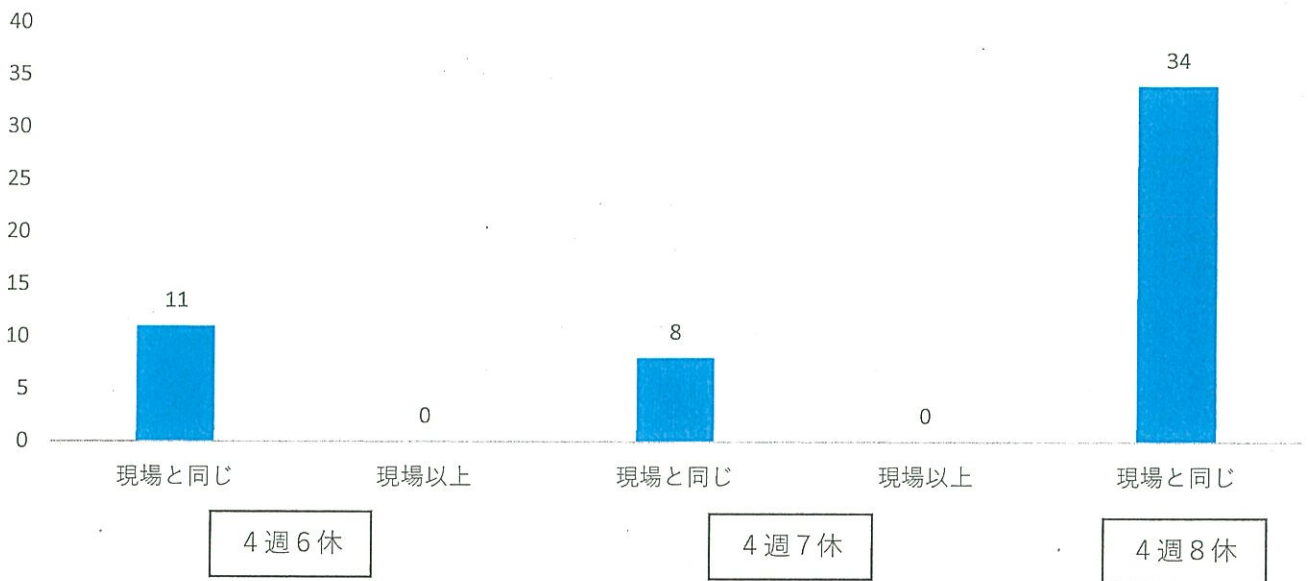
落札率について



赤字について



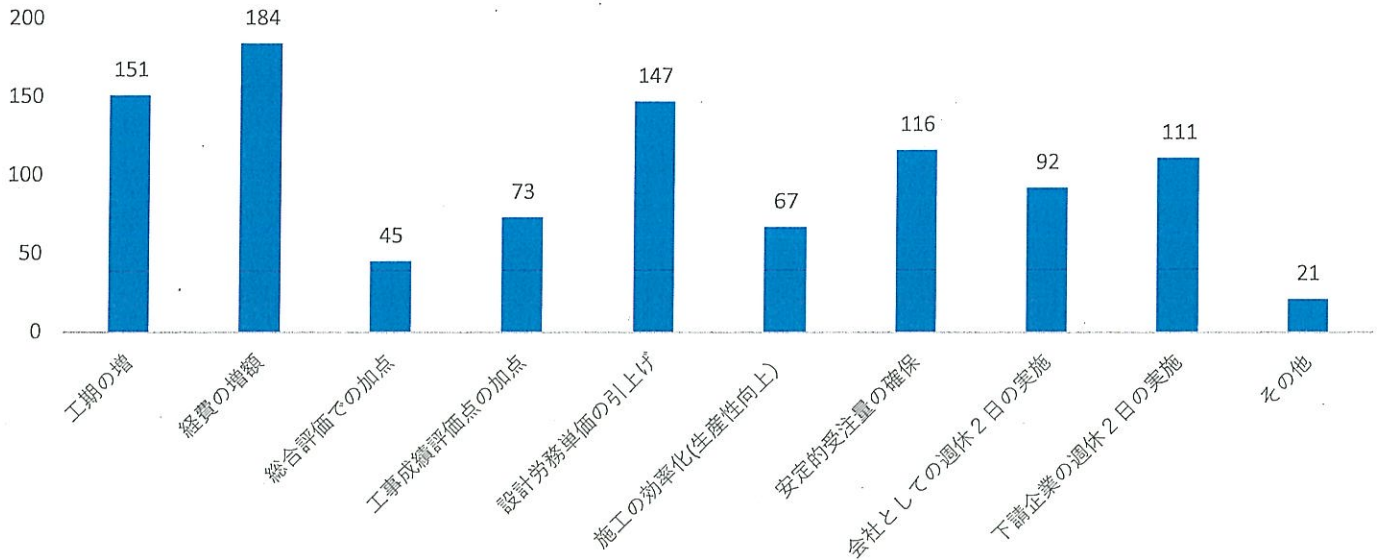
工事担当社員の週休2日は確保できましたか？



質問4 どうやって週休2日工事が実施できたのか、工夫した点があればご記入願います。

- ・ 下請業者と契約前に週休2日の旨を周知し合意の上で契約をした。(同4)
- ・ 協力業者への作業員増の依頼と作業効率の向上の徹底(同4)
- ・ 工程の調整ができたこと(同3)
- ・ 下請の協力があったから(同2)
- ・ 当社のカレンダーが元々週休2日である。(同2)
- ・ 工程を常に見直し、手間や資材搬入のロスをなくした。1日の作業の中で100%完了を目指すのではなく、さらにプラスアルファを達成できるよう、進捗状況に合わせ、午前・午後の休憩時を利用して全員で打合せを行うようにした。
- ・ 施工計画や起工測量結果を早めに提出し、施工業者の乗り込みを早くできるようにした。
- ・ 周辺地域の理解により早期着手できたこと。現場打ちの施工を二次製品にして工期を短くできた。
- ・ 資材置き場を広く確保できたため、段取りがスムーズにでき、週休2日制を確保することができた。
- ・ 平成30年度発注工事で3件が該当し、3件とも4週8休相当で対応した。下請(一次、二次)の経費増及び生産性(10%~20%)向上が課題となったが人員や機械、材料の補充が必要となりコスト増となった。
- ・ 通常通りの施工を行っただけ。
- ・ 現場は休んでいたが、代人は管理のため出勤していたと思う。

質問5 週休2日工事を推進するためには何が必要とお考えですか？



質問5 週休2日工事を推進するためには何が必要とお考えですか。

- ・ 民間工事の発注者の理解（法律で禁止する等）（同4）
- ・ 日給月給から月給への移行（同2）
- ・ 工期内に天候によって休工がない事（同2）
- ・ 技術者の専任、現場代理人の常駐義務の緩和、人手不足の解消・歩掛の改正(同2)
- ・ 年度内完成にこだわらずに工期変更の協議に対応してほしい。（同2）
- ・ 年間を通じての受注量の確保をお願いしたい。（同2）
- ・ 一般市民の理解と協力
- ・ 国の指導で強制的にする。
- ・ 建設業界全体が週休2日を実施する。
- ・ 現場を早く仕上げる→土曜も出勤（を何とかする）
- ・ 作業員の給料、宿泊費、機会損料等全ての経費の見直し。
- ・ 下請けが納得するだけの経費を払う。書類を無くす。
- ・ 実施不可能

除排雪経費に係る基本料金支払制度の導入について

島田 悟¹・東 佑亮²・池田 克也²・庭野 和浩¹

¹十日町市 建設部 建設課 (〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地)

²十日町市 建設部 (〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地)

近年の除排雪の状況を取り巻く課題の一つに、除雪オペレーターの確保や、除雪機械の維持・管理が困難となっていることがあげられる。そこで、当市ではそれらに必要な経費を前もって支払う「基本料金支払制度」を導入した。あわせて、除排雪コスト低減のため、基本料金を上回る除雪作業に対し、除雪単価を変動させることとした。本稿では、「基本料金支払制度」導入にあたっての検討、制度の概要、また導入の効果等について報告するものである。

キーワード 除雪 除雪オペレーターの確保 基本料金支払制度

1. 新潟県十日町市の紹介

(1) 十日町市の概要

十日町市は、2005年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併し誕生した。(図-1) 総面積は589.92km²、人口は57,578人(2014年4月末)である。

当市は、毎年の平均積雪深が2mを超える全国有数の豪雪地帯であり、1年の3分の1以上が降雪期間となっている。この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動の発展などに大きな影響を与えてきた。

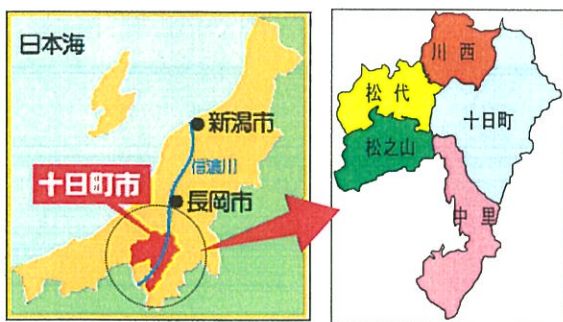


図-1 位置図

(2) 降積雪状況

本市は、新潟県の中でも特に雪の多い地域であり、県内の他市との比較を図-2に示す。

累計降雪量の平均値で比較すると、当市は1,074cm、新潟市は130cm、長岡市は474cmとなっており、それぞれ8.3倍、2.3倍となっている。次に最大積雪深の平均値で比較すると、当市は204cm、新潟市は29cm、長岡市は92cmとなっており、それぞれ7.0倍、2.2倍となっている。

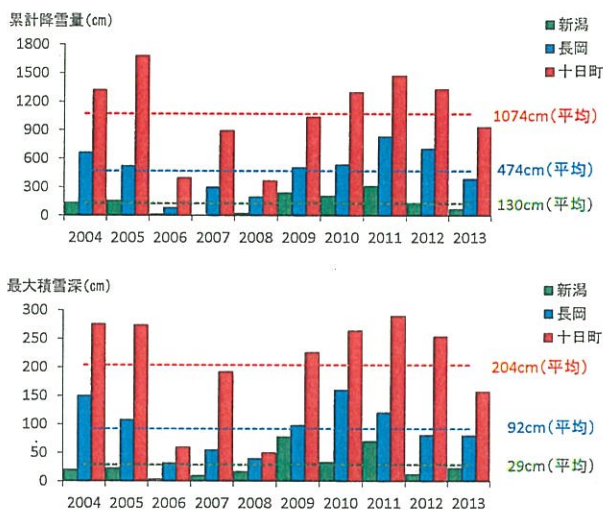


図-2 降積雪状況の比較

2. 除雪を取り巻く環境

(1) 全国の現状

近年、長引く景気の低迷により、除雪を請負う業者の弱体化が進んでいる。加えて、ここ数年は、小雪・豪雪などの異常気象が頻発し、安定した除雪体制の維持に深刻な影響を与えている。

また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化により、除雪の担い手の確保ができず、除雪業者の廃業や撤退などの問題も生じている。

このように、除雪を取り巻く環境が厳しくなる中で、国や地方公共団体では、除雪体制を維持するために、業務委託方法の工夫や除雪待機費用の支払いなど、様々な取り組みが行われている。しかしながら、十分な支援策が講じられているとは言えない現状である。

(2)十日町市の現状

a) 除排雪経費の推移

図-3は、当市の2003年度から2012年度までの道路除排雪経費と累計降雪深を表している。

豪雪の年には、20億円を超える道路除雪費が必要となり、市財政の負担となっている。



図-3 除排雪経費の推移

除排雪経費に対しては、社会資本整備総合交付金による措置の他、豪雪時には、市町村道除雪費補助の臨時特別措置が行われているが、除排雪経費全体に占める割合は非常に小さい。(図-4)

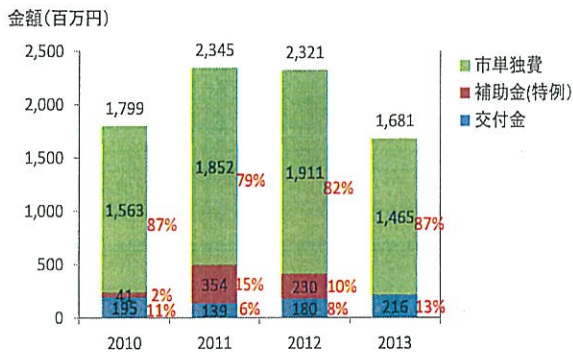


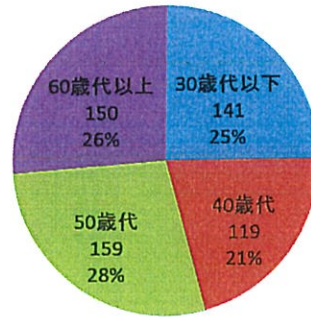
図-4 道路除排雪経費に占める社会資本整備総合交付金・及び市町村道除雪費補助の臨時特別措置の割合

b) 除雪業者の現状

図-5は、十日町市内の除雪業者における除雪オペレーターの年代別割合を示している。

除雪オペレーターの約半数以上が50歳代以上となっており、全国の他の自治体と同様、当市においても除雪オペレーターの高齢化が進んでいる。

除雪業者が新たな担い手を確保し、除雪機械操作の技術や経験をしっかりと伝えなければ、今後、現在と同レベルの除雪作業を継続していくことは困難となると考えられる。



(除雪基本料支払制度導入に関するアンケート調査より)

図-5 除雪オペレーターの年代別内訳

c) 除雪機械

除雪作業に使用する主な除雪機械は、除雪ドーザとロータリー除雪車である。

除雪ドーザは、運転操作が簡易で小回りが効き、新雪除雪や路肩への押し出し、拡幅作業など、幅広く活用されており(写真-1)、ロータリー除雪車は、新雪除雪により路肩に堆積した雪を除去するための投雪作業やダンプ等による排雪作業での積み込み活用されている。(写真-2)



写真-1 除雪ドーザ



写真-2 ロータリー除雪車

これらの機械がなければ除雪作業（写真-3）ができないわけであるが、いずれの機械もその使用は冬期間に限定されること、また毎年の点検・整備に係る費用が高額であることなどから、自社で保有することは除雪業者にとって大きな負担となっている。



写真-3 除雪機械による作業風景

3. 除雪基本料金支払制度の導入

第2章のとおり、当市の除雪を取り巻く環境は、大変厳しく、またこのような状態が続くようであれば、除雪業者の倒産や廃業、除雪事業からの撤退といった問題が深刻化し、安定した除雪体制を維持していくことは、さらに困難となる。

これらの課題解決のため、2013年度より「除雪基本料金支払制度」を新たに導入した。本章では、除雪基本料金支払制度について紹介する。

(1) 制度の目的

本制度はオペレータの確保や除雪機械の維持・管理等

に必要な経費の一部を除雪基本料金として前払いするとともに、支払われた基本料金は、降積雪量にかかわらず精算をしないこととするものである。このことにより、安定した除雪体制の構築を目指すとともに、小雪時ににおけるリスクの軽減も図ることとした。

(2) 待機料制度（旧制度）と基本料金支払制度（新制度）の概要

2012年度まで行われていた待機料制度（旧制度）と除雪基本料金支払制度（新制度）の概要を表-1に示す。大きく変更となった点は以下のとおりである。

① 支払金額の増加

待機料は平年時における除雪費支払総額の1割程度であったのに対し、同7割程度を基本料金として設定し、そのすべてを前払いすることとした。

② 精算不要

待機料は毎月の除雪委託料と精算する必要があったが、基本料金は小雪で除雪作業が発生しない場合であっても精算は一切行わない。

③ 単価変動制の導入

除雪委託単価は、基本料金までは通常単価で積算し、除雪委託料が基本料金を超えた場合、その後の単価を通常単価の90%とする。

(3) 降雪状況別除雪委託料の比較

図-6は、除雪基本料金総額を7億円に設定し、降雪状況別に、過去の実績値と基本料金支払制度に置き換えた場合の除雪委託料を比較したものである。

降雪量が平年並の年（2007年）では、旧制度と比べると、約2%、2,000万円程の委託料が削減される。また、大雪年（2005年）では、約6%、約1億円が削減される。

逆に、小雪の年では、除雪基本料金を実際の委託料が下回るため、その差額分だけ市の負担が大きくなる。

表-1 待機料制度（旧）と基本料金支払制度（新）の概要

概要	平年			大雪			小雪			特徴
	稼働費実績 10億円	稼働費実績 20億円	稼働費実績 5億円	稼働費実績 10億円	稼働費実績 20億円	稼働費実績 5億円	稼働費実績 10億円	稼働費実績 20億円	稼働費実績 5億円	
① 金額 ② 対象 ③ 算出方法 ④ その他	待機料 委託料(精算分除)	待機料 委託料(精算分除)	待機料 委託料(精算分除)	基本料金 委託料 0.3 単価変動制により軽減された委託料	基本料金 委託料 1.3 単価変動制により軽減された委託料	基本料金 2 実稼働分を超える分	<ul style="list-style-type: none"> 出勤基準回数分の人件費は保証されるが、機械の維持管理の部分の保証が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 降雪量に関わらず、一定の額を除雪シーズン前に支払うことで、安定して人材の確保や機械の維持管理ができる。 単価変動制との組み合わせにより、大雪時の除雪費が軽減される。 		
① 市全体で約1億円 ② 待機に係る人件費 ③ 1シーズンあたりの出勤基準回数(95回)までを対象に、契約路線(延長)毎に算出 ④ 毎月の委託料請求時に精算する。	① 市全体で約7億円 ② (過去10年の委託費平均の約7割) ③ 人件費、除雪機械維持管理費 ④ 前年までの委託作業実績を基に、按分し算出 除雪委託料が、基本料金を超過した場合、その後の委託単価を通常単価の90%とする(単価変動制)									

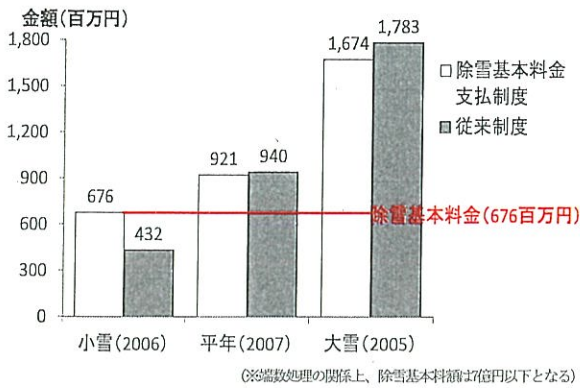


図-6 降雪状況別の制度別除雪費の比較

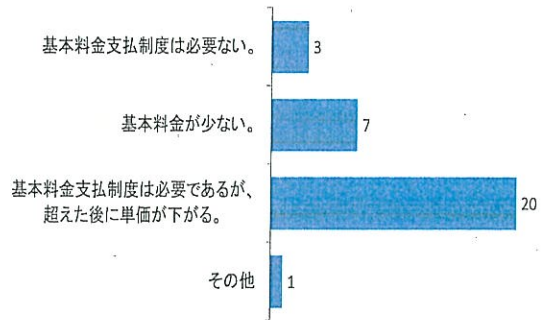


図-9 評価しない理由

5. 導入結果

(1) 除雪業者における結果

除雪基本料支払制度を導入した効果を検証するため、基本料支払対象業者に対しアンケート調査を行った。

回答のあった業者のうち、約半数以上の業者が「評価する」と回答した。(図-7)

評価する理由として、「小雪時の心配が不要となった」「冬期間の季節雇用作業員の確保や除雪機械の維持修繕等がしやすくなった」と回答した業者が半数を超えている。(図-8)

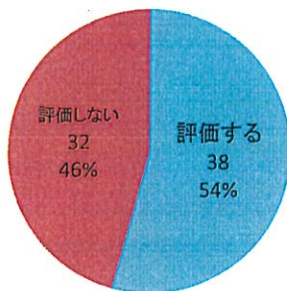


図-7 除雪基本料金支払制度導入を評価するか

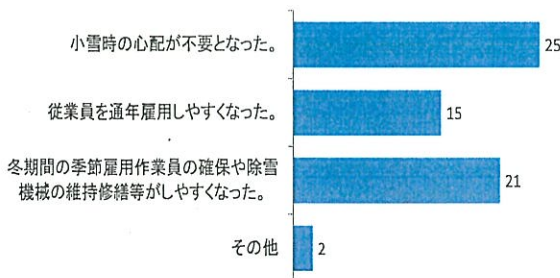


図-8 評価する理由

一方、「評価しない」と回答した業者の多くが、その理由として「基本料金支払制度は必要であるが、基本料金超過後に単価が下がる」と回答している。(図-9)

(2) 市における結果

2013年度の除雪費は、総額で約18.8億円(暫定)となった。これは、過去10年平均よりもやや多い数字である。そのうち、除雪基本料金の対象となる委託料の実績額は、約11億円であり、基本料金総額の占める割合は、約60%となった。

新制度導入の効果検証は、基本料金支払対象業者の除雪委託料実績額を基に行った。(図-10)

委託料実績額のうち、約4億6千万円が基本料金を超過したため、単価変動制の対象となり減額された。その結果、従来制度と比べ、超過分の約1割、4,600万円の経費が節減された。

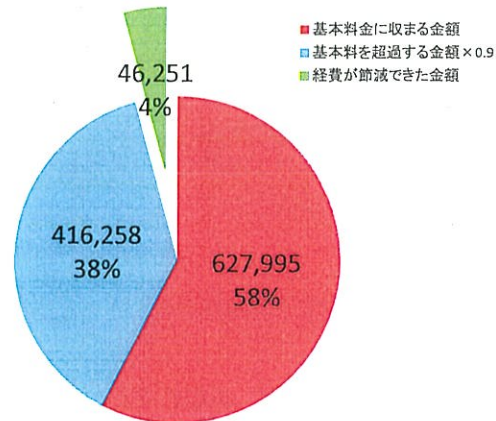


図-10 基本料対象除雪費内訳 (千円)

6. おわりに

当市において、冬期間の安心・安全な暮らしを維持するため、除雪作業は必要不可欠なものである。その除雪作業を担う除雪業者の抱える不安や経費負担を軽減するため、今冬より「除雪基本料金支払制度」を新たに導入し、一定の成果を得ることができた。

しかしながら、新制度に対する否定的な意見や、改善すべき点も明らかとなったことから、本制度への理解を求めながら、今後も検証を続け、更により制度となるよう改善に努めたい。

冬期間の安全・安心のために ～冬期道路交通確保の取組み～

除雪基本料の前払い

多くの除雪業者は、除雪オペレーターの確保や、除雪機械の維持管理が困難となっています。そのため、それらに必要な経費の一部を降雪前に支払い、安定した除雪体制を維持します。H25より導入。

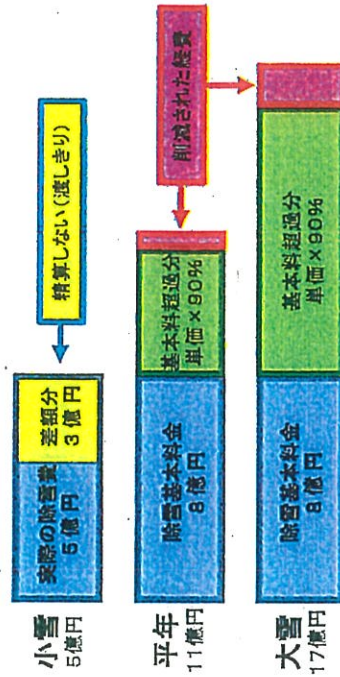
- ▶ 基本料金の総額は市全体で**8億円**（平年の約7割）
- ▶ 小雪により作業実績額が基本料金を超えなかった場合でも、差額分は**精算不要**
- ▶ 作業実績が基本料金を超えたときは、その後の作業単価は90%で支払い → **単価変動制**を採用

【制度の効果】

- 除雪業者の約8割が**本制度を必要であると評価**
(※H26アンケート結果)
- 北陸地方整備局主催の事例研究発表会での**優秀賞受賞**や各メディアへの掲載などで**注目**されています



＜制度のイメージ＞





3. 除雪基本料金支払制度～概要～

- 平年の約7割に相当する額を基本料金としてシーズン前に支払い、精算はしない。
- 基本料金を超過した場合、その後の委託単価は90%とする。

(単価変動制)

降雪状況	平年	大雪	小雪	特徴
除雪委託料実績額	10億円	20億円	5億円	
(旧) 待機料制度	<p>待機料 1</p> <p>委託料(精算分除く) 9</p>	<p>待機料 1</p> <p>委託料(精算分除く) 19</p>	<p>待機料 1</p> <p>委託料(精算分除く) 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤基準回数分の人件費は保証 ・ 機械の維持管理の部分の保証は不十分
(新) 基本料金支払制度	<p>基本料金 8</p> <p>委託料 1.8</p> <p>9.8</p> <p>単価変動制により軽減された委託料 0.2</p>	<p>基本料金 8</p> <p>委託料 10.8</p> <p>18.8</p> <p>単価変動制により軽減された委託料 1.2</p>	<p>基本料金 8</p> <p>5</p> <p>3</p> <p>実稼働分を越える分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪量に関わらず、一定額を除雪期前に支払うことで、安定した人材の確保や機械の維持管理が可能 ・ 単価変動制との組み合わせにより、大雪時の除雪費を軽減

建設業は、地域を支え、生活を豊かにし、暮らしを守っています。

道路や橋などの社会インフラや、学校や病院、台風や地震の防災・減災施設など、私たちの暮らしを支え、豊かにし、守っているもののほとんどが「建設」という仕事によってつくられています。それを実践し、維持・管理し、もしものときには修繕や復旧活動にも駆け付けているのは地域の建設業です。長野県建設業協会は、建設の仕事を通じて、地域に貢献しています。



一般社団法人
長野県建設業協会

〒380-0824
長野市南石堂町1230番地 長建ビル内
TEL: (026) 228-7200 FAX: (026) 224-3061
E-mail: info@choken.or.jp



長野県
建設業協会

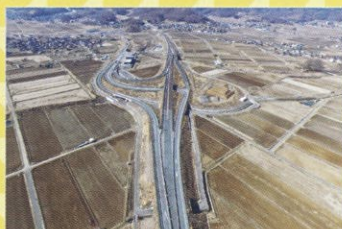


長建
ヤングマン



女性部会

土木



物流を支える道路や橋梁、トンネル、暮らしを守るダムや護岸設備、砂防えん堤などをつくり、維持する、土木の仕事をしています。社会を支えるインフラの整備、維持管理に、建設業は欠かせません。

建築



人が安心して住むことができる家やビルをはじめ、学校、病院、コンサートホール、スタジアムなどをつくる、建築の仕事をしています。建設業は、地域の皆さんが豊かに暮らすための施設をつくっています。

災害対応・復旧



ひとたび災害が起きれば、復旧・復興のための仕事はもちろん、いち早く被災地に向き、自衛隊や消防が入れるように状況を調べ、道を整える災害対応をしています。台風19号でも、決壊した堤防の復旧や落ちた橋の修復、浸水した街からの泥出しなど、昼夜を問わず復旧活動を実施しました。

担い手育成



工事現場見学会の開催や、県下高校での土木建築の2級受験準備講座の支援をするとともに、新入社員を対象にした毎年の研修会など、担い手育成に努めています。また、完全週休2日制の導入や働き方改革、育児休暇の保証や女性活躍など、働きやすい環境づくりに努めています。

地域貢献



台風や地震などの応急復旧や雪が降った際の除雪作業はもちろん、清掃ボランティアや「菊」運動など環境美化で地域に貢献しています。豚コレラが発生した際に、防疫のための埋却作業を行ったのも建設業です。千葉県が台風15号で被害を受けた際にも、長野県から救援に駆け付け、ブルーシート張りを行いました。

広報活動



公式ホームページで情報発信をしているほか、動画サイト「長建ヤングマン」では建設の仕事面白く伝え、女性部会の活動ホームページでは女性技術者・技能者の働く姿を紹介。ビジュアル型フリーマガジンとして発行している『LIFE』も好評です。

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)長野県建設業協会
〒380-0824 長野市南石堂町1230
TEL: 026-228-7200 FAX: 026-224-3061

建設共済保険

検索



建設共済



建設共済

「技能者」と「技術者」

建設で働く人々には、大きく分けて「技能者」と「技術者」という違いがあります。

「技能者」とは、建設工事にかかわる作業を直接実施する人たちで、そのために必要な技能を持っています。たとえば重機を操作したり、構造物を組み立てたりといった仕事をする人たちです。

「技術者」は、そうした技能者の人々をマネジメントし、協力して、施工管理を行う人たちです。基本的には、直接的な作業を行うことはありません。その代わりに、3次元などのさまざまなデータを使い、安全管理と品質管理をし、現場で働く人たちの調整、さらには指導を行う人たちです。

どちらも、地域を支えるのに欠かせない、とてもやり甲斐のある仕事です。

若手の活躍



清澤 祐介さん
1993年生まれ

日々のインフラ整備や冬場の除雪などを担う建設業は、まさに『緑の下の力持ち』。地域に密着して、地域を支えているということが最大のやりがいです

2019年1月に初めて現場代理人を任せられた清澤祐介さん。大学を卒業後、県内の建設会社で3年間の修業を積み、2018年の春からお父さんが社長を務める総合建設業の会社に入社した若手技術者だ。

建設業で技術者として働く魅力は「地域に密着して、地域を支えていること」だという清澤さん。道路などのインフラ整備に加え、雪が降れば除雪作業に出動する。そうした仕事を「緑の下の力持ち」と表現する。

修業時代には、主に橋梁の補修工事や下水道の管更生、既設歩道橋の撤去などの現場を担当してきた。そこで技術力を磨き、工程管理や安全管理、さらには協力会社の作業員の人たちなどを指揮し、工事全体を監督する「現場代理人」としてがんばっている。

今後については聞くと「現場での段取りや周囲への目配りなど、今まで指導していただいたことを生かして、一人前の現場代理人として活躍できるよう努力していきたいです!」と力強く答えてくれた。



青木 喜々さん
1999年生まれ

現場の全体像が見えるようになってきて、自信がついてきました。先輩が現場を回す様子を見てると、自分も早く一人できるようになりたいと思います

「現場代理人って、こんなに大変なんだ!」というのが、先輩方の仕事を実際に見たときの正直な感想だったという青木さん。「工期通りに終わるようスケジュールを管理したり、天候や作業内容に合わせて瞬時に判断したり、すごい」という。

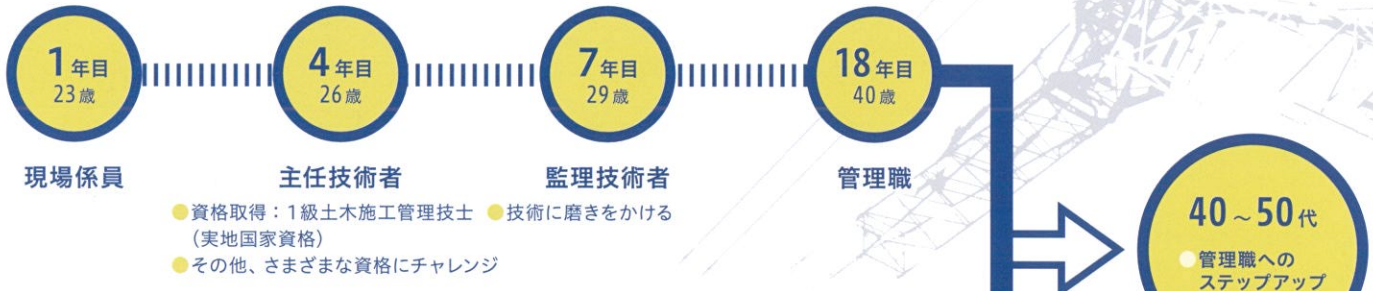
けれど「2年目になったときには自分でも現場の全体像が見えるようになってきて、少しずつやり方を覚えたりコツを掴むことができるようになってきました」という。「自信がついてきました」と笑顔だ。

いつも同じ現場で自分の成長を見守ってくれている先輩がいて、助けてもらっているという。「『女性技術者が働きやすい現場にしたい』と、事務所の内装を変える提案をしたときも『好きにやってみるといいよ』と、背中を押してくれました」。そんな先輩に少しでも近づきたい。まずは資格から、と勉強する毎日だ。

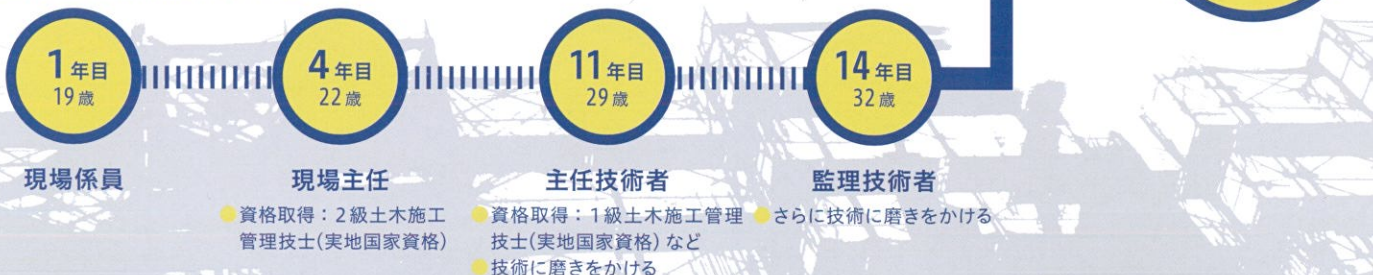
「先輩は、若手に『経験だから』と少しずつ作業を任せられます。そんな先輩が現場をスムーズに回す様子を見てると、自分も早く一人できるようになりたいなと思います」

キャリアモデル

case1. 大学(指定学科)卒業の場合



case2. 高等学校(指定学科)卒業の場合



事務連絡
令和2年3月12日

各支部長 様

一般社団法人 長野県建設業協会
会 長 木 下 修

新型コロナウイルス感染に伴う建設資材支障調査 及び発注者への要望事項についての御依頼

年度末を控え大変お忙しい中ではありますが、新型コロナウイルス感染により海外依存が大きい建設資材につき不足現状を把握し長野県建設部へ報告したいと思っております。

つきましては下記により御報告いただきますようお願いいたします。

記

提出期限 令和2年3月23日（月）下記メールへ送付ください。

提出様式 別添建設資料調査票による

添付資料記載注意点

1. 土木工事関係資材・建築工事関係資材に区分けして調査お願いします。なお調査方法は各支部内の建設資材販売店等への聞き取りでお願いします。
2. 次の資材は必須で調査をお願いします。
A. ビニールシート B. トンパック C. 土嚢袋 D. 建築設備（トイレ等）
3. 発注者への要望事項については、新型コロナウイルス感染に伴う受注工事対応について国に準じた対応を実施する通達を県からいただいておりますが、通達事項以外にも要望したい事項がありましたら記載願います。

※ 調査内容で不明な点がありましたらメールにて問い合わせをお願いします。

担当者 特任理事 大月 E-mail: ootsuki@choken.or.jp

資材調査票

支部名 _____

◆土木工事関係資材

資材名	資材聞き取り状況
A. ビニールシート	
B. トンパック	
C. 土嚢袋	
その他不足が生じる資材名	

◆建築工事関係資材

資材名	資材聞き取り状況
D. 建築設備 (トイレ等)	
その他不足が生じる資材名	

◆発注者への要望事項

--